

新座市商工会特定退職金共済制度規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、新座市商工会(以下「商工会」という。)が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会に掛金を納入することを約し、商工会が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。

5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間(過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。)をいう。

7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益(過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。)をもとに計算される額をいう。(次項の過去勤務一括掛金を含む。)

10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第13条の2第1項の規定により勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体(所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。)より引き渡される資産総額に相当する額をいう。

11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。

12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第21条の6第1項に規定する契約に基づき勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。

13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 退職金共済契約の成立等

(契約の締結)

第3条 商工会の地区内に事業所を有する者(以下「事業主」という。)でなければ退職

金共済契約(以下「共済契約」という。)を締結することができない。ただし、商工会が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。

- (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
- (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
- (4) 加入事業主である法人の役員(使用人兼務役員を除く。)

3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。

- (1) 期間を定めて雇われている者
- (2) 季節的な仕事のために雇われている者
- (3) 使用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

(掛金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

2 基本掛金および過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。)は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。

4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で22口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。

5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額(これらの運用による利益を含む。)は共済契約者である事業主に返還しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会に申し込まなければならない。

2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

(加入日および契約の成立)

第6条 商工会が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

2 商工会は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」(以下「被共済者証」という。)を交付するものとする。

3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 基本掛金の払込

(基本掛金の払込)

第7条 共済契約者は、被共済者の加入日の属する月(以下「加入月」という。)から、被共済者が退職(死亡退職を含む。)した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

2 第2回目以降の基本掛金(加入月の翌月分以降の掛金をいう。)は、翌月分を当月の20日までに別途定める方法により商工会に払い込むものとする。

第4章 退職給付金等の支給

(退職給付金の支給)

第8条 商工会は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

(1) 被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会は当該引継退職給付金を支給しない。

(2) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、商工会は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

(3) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、商工会は当該退職給付金に相当する額を勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(年金の支給)

第9条 商工会は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

(遺族給付金の支給)

第10条 商工会は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(遺族の範囲および順位)

第 11 条 第 9 条および第 10 条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が 2 人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

(退職給付金の減額)

第 12 条 商工会は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつた場合においては、退職給付金(第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く)を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しくき損し、または職場規律を著しく乱したとき。
- (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。

2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。

3 第 1 項の退職給付金減額の事由および第 2 項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(退職給付金減額の申出)

第 13 条 共済契約者は、前条第 1 項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2 商工会は、前条第 1 項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(支給手続)

第 14 条 共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第 26 条、第 27 条第 3 項および第 28 条第 2 項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
- (2) 給付金請求書
- (3) その他商工会が必要とする書類

- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。
- 3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第5章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第15条 事業主は、被共済者となるべき従業員(既に被共済者となっている者を含む。)について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
- 5 第1項の申込およびその効力については、第5条および第6条の定めを準用する。
- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会が申込を受諾した後は変更することはできない。

(過去勤務掛金の払込および払込期間)

第16条 事業主が第15条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数(過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。)で均分した額を過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)として毎月払い込まなければならない。この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第4条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職(死亡退職を含む。)したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
 - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
 - (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会を經由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
 - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
 - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会に引き渡すことを申し出る旨
 - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
 - ④ 商工会の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会と締結した年月日
 - ⑤ その他参考となるべき事項

(退職給付金の支給の特例)

第 17 条 過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 8 条第 2 項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V-2 に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

(年金の支給の特例)

第 18 条 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が 10 年以上であれば、本人の申出により第 17 条に定める退職給付金に代え、別表 III により算出される 10 年を支給期間とした年金を支給する。

(遺族給付金の支給の特例)

第 19 条 過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 10 条第 2 項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V-2 に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 基本掛金の払込期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第 6 章 契約の解除

(契約の解除)

第 20 条 商工会または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 商工会は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。

(1) 共済契約者が、第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったとき。ただし、商工会が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。

(2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

3 商工会は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。

(1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。

(2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。

- (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
 - (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。
 - (1) 被共済者の同意を得たとき。
 - (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会が認めたとき。
 - (3) 商工会が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。
 - 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
 - 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手續)

- 第21条 商工会は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。
- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会に通知しなければならない。
 - 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会に申し出なければならない。
 - 4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して商工会へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
 - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
 - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
 - ③ 商工会の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会との共済契約の解除をした年月日
 - ④ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
 - ⑤ その他参考となるべき事項

(解約手当金)

- 第22条 共済契約が解除されたときは、商工会は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額(過去勤務期間を通算した被共済者については、第17条により計算される金額。)と同額とする。
 - 3 第20条第3項第3号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)は支給しない。
 - 4 商工会は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)の額を減額して支給する。
 - 5 商工会は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第7章 加入口数の変更

(加入口数の変更)

第23条 商工会は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。ただし、第2項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。

2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会が認めた場合に限るものとする。

3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

(加入口数の変更の手続)

第24条 共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会に申し込まなければならない。

2 第6条の定めは、加入口数の変更について準用する。

(加入口数変更による給付額の算出方法)

第25条 加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条、第9条および第10条に定める方法に準じて算出する。

第8章 退職金共済制度内における通算

(退職金共済制度内における通算)

第26条 商工会は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

(1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

(2) この共済契約の被共済者であること。

(3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。

① 当該申出をする被共済者の氏名および住所

② 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所

④ ③における退職の年月日

第9章 他の退職金共済制度との通算

(他の特定退職金共済制度との通算)

第27条 商工会は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

(1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
 - ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ② 当該申出をする被共済者に係る商工会の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③ 商工会の名称および所在地
 - ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所
 - ⑤ ④における退職の年月日

3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
 - ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ② 当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地
 - ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所
 - ⑤ ④における退職の年月日

(中小企業退職金共済制度との通算)

第28条 商工会は、勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第21条の6第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。

2 商工会は、勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第21条の5第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満

たす場合に、退職給付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会へ通算の申出書および商工会の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第21条の5第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

第10章 管 理

(退職金共済の事務)

第29条 退職金共済事業に関する事務は、商工会事務局において取扱う。

(会計処理)

第30条 商工会の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

(資産の運用)

第31条 商工会は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、アクサグループライフ生命保険株式会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金とし事で払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会の務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

(退職金共済審査会)

第32条 商工会に退職金共済審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。

3 審査会の委員は、商工会会長が委嘱する。

第11章 雑 則

(加入期間の計算) 掛

第33条 退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、金の最終払込月までとする。

(退職給付金等の端数処理)

第34条 退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

(譲渡・担保の禁止)

第35条 この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

(報告等)

第36条 商工会は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会に届け出なければならない。

3 共済契約者は、第20条第3項第1号、第2号および第3号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会に通知しなければならない。

(退職給付金等の返還)

第 37 条 偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

(規程の変更および廃止)

第 38 条 この規程の変更および廃止については、商工会理事会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会理事会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

付 則

(実施時期)

第 1 条 この規程は、昭和 61 年 5 月 23 日から実施する。

(過去勤務期間の通算の経過措置)

第 2 条 平成 13 年 10 月 1 日現在(過去勤務期間の通算規定実施日)、共済契約を締結している事業主にあつては、第 15 条第 4 項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後 2 年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第 4 条第 4 項の定めに準じて計算された別に定める額とする。

2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第 8 条第 2 項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額
- (2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第 17 条第 1 項により算出された退職給付金の額

(加入口数の減口の実施時期)

第 3 条 加入口数の減額・中断は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲおよび別表Ⅳの金額改訂に伴う経過措置)

第 4 条 別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲおよび別表Ⅳの金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日(以後「改訂日」という。)前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第 4 章退職給付金等の支給」に関する経過措置

(1) 退職給付金等の額は、第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。

① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 遺族給付金の額は、第 10 条第 2 項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。

(3) 年金の額は、第9条の定めにかかわらず、前第1号に準じて算出した額とする。
3 「第5章過去勤務期間の通算」に関する経過措置第17条、第18条および第19条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。

(1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。

① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表IVに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Iに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前号に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。

① 過去勤務掛金の払込月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表IVに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Iに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

(3) 遺族給付金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。

(4) 年金の額は、前第1号または前第2号に準じて算出した額とする。

(別表I・別表II・別表III・別表IVおよび別表Vの金額改訂の実施時期)

第5条 別表I・別表II・別表III・別表IVおよびの別表Vの金額改訂は次の時期に実施する。

平成5年8月1日

平成8年4月1日

平成8年5月1日

平成12年1月1日

平成13年7月1日

(退職金共済制度内における通算の実施時期)

第6条 退職金共済制度内における通算は次の実施時期に実施する。

平成13年10月1日

(改訂の実施時期)

第7条 この規程の一部改正は、昭和62年1月20日から実施する。

2 この規程の一部改正は、平成3年5月22日から実施する。

3 この規程の一部改正は、平成7年4月1日から実施する。

4 この規程は、平成12年4月20日から一部改正実施する。

5 この規程は、平成13年7月1日から一部改正実施する。

6 この規程は、平成24年10月1日から一部改正実施する。

別表 I

脱退一時金額表

(月払1,000円)

(単位：円)

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	930	1,860	2,790	3,720	4,650	5,580	6,510	7,440	8,370	9,300	10,230	11,160
1	12,090	13,020	13,950	14,890	15,820	16,750	17,680	18,610	19,540	20,470	21,410	22,340
2	23,270	24,200	25,130	26,070	27,000	27,930	28,860	29,800	30,730	31,660	32,590	33,530
3	34,460	35,390	36,330	37,260	38,190	39,130	40,060	40,990	41,930	42,860	43,790	44,730
4	45,660	46,590	47,530	48,460	49,400	50,330	51,260	52,200	53,130	54,070	55,000	55,940
5	56,870	57,810	58,740	59,680	60,610	61,550	62,480	63,420	64,350	65,290	66,220	67,160
6	68,090	69,030	69,970	70,900	71,840	72,770	73,710	74,650	75,580	76,520	77,460	78,390
7	79,330	80,270	81,200	82,140	83,080	84,010	84,950	85,890	86,820	87,760	88,700	89,640
8	90,570	91,510	92,450	93,390	94,330	95,260	96,200	97,140	98,080	99,020	99,950	100,890
9	101,830	102,770	103,710	104,650	105,590	106,520	107,460	108,400	109,340	110,280	111,220	112,160
10	113,100	114,040	114,980	115,920	116,860	117,800	118,740	119,680	120,620	121,560	122,500	123,440
11	124,380	125,320	126,260	127,200	128,140	129,080	130,020	130,960	131,900	132,840	133,790	134,730
12	135,670	136,610	137,550	138,490	139,430	140,380	141,320	142,260	143,200	144,140	145,090	146,030
13	146,970	147,910	148,850	149,800	150,740	151,680	152,630	153,570	154,510	155,450	156,400	157,340
14	158,280	159,230	160,170	161,110	162,060	163,000	163,940	164,890	165,830	166,780	167,720	168,660
15	169,610	170,550	171,500	172,440	173,380	174,330	175,270	176,220	177,160	178,110	179,050	180,000
16	180,940	181,890	182,830	183,780	184,720	185,670	186,620	187,560	188,510	189,450	190,400	191,340
17	192,290	193,240	194,180	195,130	196,070	197,020	197,970	198,910	199,860	200,810	201,750	202,700
18	203,650	204,600	205,540	206,490	207,440	208,380	209,330	210,280	211,230	212,170	213,120	214,070
19	215,020	215,970	216,910	217,860	218,810	219,760	220,710	221,660	222,600	223,550	224,500	225,450
20	226,400	227,350	228,300	229,250	230,200	231,140	232,090	233,040	233,990	234,940	235,890	236,840
21	237,790	238,740	239,690	240,640	241,590	242,540	243,490	244,440	245,390	246,340	247,290	248,240
22	249,200	250,150	251,100	252,050	253,000	253,950	254,900	255,850	256,800	257,760	258,710	259,660
23	260,610	261,560	262,510	263,470	264,420	265,370	266,320	267,270	268,230	269,180	270,130	271,080
24	272,040	272,990	273,940	274,900	275,850	276,800	277,750	278,710	279,660	280,610	281,570	282,520
25	283,480	284,430	285,380	286,340	287,290	288,240	289,200	290,150	291,110	292,060	293,020	293,970
26	294,920	295,880	296,830	297,790	298,740	299,700	300,650	301,610	302,560	303,520	304,480	305,430
27	306,390	307,340	308,300	309,250	310,210	311,160	312,120	313,080	314,030	314,990	315,950	316,900
28	317,860	318,810	319,770	320,730	321,690	322,640	323,600	324,560	325,510	326,470	327,430	328,380
29	329,340	330,300	331,260	332,210	333,170	334,130	335,090	336,050	337,000	337,960	338,920	339,880
30	340,840	341,800	342,750	343,710	344,670	345,630	346,590	347,550	348,510	349,470	350,430	351,390
31	352,340	353,300	354,260	355,220	356,180	357,140	358,100	359,060	360,020	360,980	361,940	362,900
32	363,860	364,820	365,780	366,740	367,710	368,670	369,630	370,590	371,550	372,510	373,470	374,430
33	375,390	376,350	377,320	378,280	379,240	380,200	381,160	382,120	383,090	384,050	385,010	385,970
34	386,930	387,900	388,860	389,820	390,780	391,750	392,710	393,670	394,630	395,600	396,560	397,520
35	398,490	399,450	400,410	401,380	402,340	403,300	404,270	405,230	406,200	407,160	408,120	409,090
36	410,050	411,020	411,980	412,940	413,910	414,870	415,840	416,800	417,770	418,730	419,700	420,660
37	421,630	422,590	423,560	424,520	425,490	426,450	427,420	428,390	429,350	430,320	431,280	432,250
38	433,220	434,180	435,150	436,110	437,080	438,050	439,010	439,980	440,950	441,910	442,880	443,850
39	444,810	445,780	446,750	447,720	448,680	449,650	450,620	451,590	452,550	453,520	454,490	455,460
40	456,430	457,390	458,360	459,330	460,300	461,270	462,240	463,200	464,170	465,140	466,110	467,080
41	468,050	469,020	469,990	470,960	471,930	472,890	473,860	474,830	475,800	476,770	477,740	478,710
42	479,680	480,650	481,620	482,590	483,560	484,530	485,500	486,470	487,440	488,420	489,390	490,360
43	491,330	492,300	493,270	494,240	495,210	496,180	497,160	498,130	499,100	500,070	501,040	502,010
44	502,990	503,960	504,930	505,900	506,870	507,850	508,820	509,790	510,760	511,740	512,710	513,680
45	514,650	515,630	516,600	517,570	518,550	519,520	520,490	521,470	522,440	523,410	524,390	525,360
46	526,330	527,310	528,280	529,260	530,230	531,210	532,180	533,150	534,130	535,100	536,080	537,050
47	538,030	539,000	539,980	540,950	541,930	542,900	543,880	544,850	545,830	546,800	547,780	548,760
48	549,730	550,710	551,680	552,660	553,640	554,610	555,590	556,560	557,540	558,520	559,490	560,470
49	561,450	562,420	563,400	564,380	565,360	566,330	567,310	568,290	569,260	570,240	571,220	572,200

遺族一時金額表

(月払1,000円)

(単位：円)

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,940	11,880	12,820	13,760	14,700	15,640	16,590	17,530	18,470	19,420	20,360	21,310
1	22,250	23,200	24,140	25,090	26,030	26,980	27,930	28,880	29,830	30,770	31,720	32,670
2	33,620	34,570	35,520	36,470	37,430	38,380	39,330	40,280	41,240	42,190	43,140	44,100
3	45,050	46,010	46,960	47,920	48,870	49,830	50,790	51,740	52,700	53,660	54,620	55,580
4	56,540	57,500	58,460	59,420	60,380	61,340	62,300	63,260	64,230	65,190	66,150	67,120
5	68,080	69,040	70,010	70,980	71,940	72,910	73,870	74,840	75,810	76,780	77,740	78,710
6	79,680	80,650	81,620	82,590	83,560	84,530	85,500	86,480	87,450	88,420	89,390	90,370
7	91,340	92,310	93,290	94,260	95,240	96,220	97,190	98,170	99,150	100,120	101,100	102,080
8	103,060	104,040	105,020	106,000	106,980	107,960	108,940	109,920	110,900	111,880	112,870	113,850
9	114,830	115,820	116,800	117,790	118,770	119,760	120,740	121,730	122,720	123,700	124,690	125,680
10	126,670	127,660	128,650	129,640	130,630	131,620	132,610	133,600	134,590	135,580	136,580	137,570
11	138,560	139,560	140,550	141,550	142,540	143,540	144,530	145,530	146,520	147,520	148,520	149,520
12	150,520	151,510	152,510	153,510	154,510	155,510	156,510	157,520	158,520	159,520	160,520	161,530
13	162,530	163,530	164,540	165,540	166,550	167,550	168,560	169,560	170,570	171,580	172,590	173,590
14	174,600	175,610	176,620	177,630	178,640	179,650	180,660	181,670	182,680	183,700	184,710	185,720
15	186,740	187,750	188,760	189,780	190,790	191,810	192,830	193,840	194,860	195,880	196,890	197,910
16	198,930	199,950	200,970	201,990	203,010	204,030	205,050	206,070	207,090	208,120	209,140	210,160
17	211,190	212,210	213,230	214,260	215,280	216,310	217,340	218,360	219,390	220,420	221,440	222,470
18	223,500	224,530	225,560	226,590	227,620	228,650	229,680	230,710	231,750	232,780	233,810	234,850
19	235,880	236,910	237,950	238,980	240,020	241,060	242,090	243,130	244,170	245,200	246,240	247,280
20	248,320	249,360	250,400	251,440	252,480	253,520	254,560	255,610	256,650	257,690	258,730	259,780
21	260,820	261,870	262,910	263,960	265,000	266,050	267,100	268,140	269,190	270,240	271,290	272,340
22	273,390	274,440	275,490	276,540	277,590	278,640	279,690	280,750	281,800	282,850	283,900	284,960
23	286,010	287,070	288,130	289,180	290,240	291,290	292,350	293,410	294,470	295,530	296,590	297,640
24	298,700	299,770	300,830	301,890	302,950	304,010	305,070	306,140	307,200	308,260	309,330	310,390
25	311,460	312,520	313,590	314,660	315,720	316,790	317,860	318,930	320,000	321,070	322,140	323,210
26	324,280	325,350	326,420	327,490	328,560	329,640	330,710	331,780	332,860	333,930	335,010	336,080
27	337,160	338,240	339,310	340,390	341,470	342,550	343,620	344,700	345,780	346,860	347,940	349,020
28	350,110	351,190	352,270	353,350	354,440	355,520	356,600	357,690	358,770	359,860	360,940	362,030
29	363,120	364,200	365,290	366,380	367,470	368,560	369,650	370,740	371,830	372,920	374,010	375,100
30	376,190	377,290	378,380	379,470	380,570	381,660	382,760	383,850	384,950	386,040	387,140	388,240
31	389,330	390,430	391,530	392,630	393,730	394,830	395,930	397,030	398,130	399,230	400,340	401,440
32	402,540	403,640	404,750	405,850	406,960	408,060	409,170	410,280	411,380	412,490	413,600	414,710
33	415,810	416,920	418,030	419,140	420,250	421,370	422,480	423,590	424,700	425,810	426,930	428,040
34	429,150	430,270	431,380	432,500	433,620	434,730	435,850	436,970	438,080	439,200	440,320	441,440
35	442,560	443,680	444,800	445,920	447,040	448,170	449,290	450,410	451,540	452,660	453,780	454,910
36	456,030	457,160	458,290	459,410	460,540	461,670	462,800	463,920	465,050	466,180	467,310	468,440
37	469,570	470,710	471,840	472,970	474,100	475,240	476,370	477,510	478,640	479,770	480,910	482,050
38	483,180	484,320	485,460	486,600	487,740	488,870	490,010	491,150	492,290	493,430	494,580	495,720
39	496,860	498,000	499,150	500,290	501,430	502,580	503,720	504,870	506,020	507,160	508,310	509,460
40	510,600	511,750	512,900	514,050	515,200	516,350	517,500	518,650	519,810	520,960	522,110	523,260
41	524,420	525,570	526,730	527,880	529,040	530,200	531,350	532,510	533,670	534,820	535,980	537,140
42	538,300	539,460	540,620	541,780	542,940	544,110	545,270	546,430	547,600	548,760	549,920	551,090
43	552,250	553,420	554,590	555,750	556,920	558,090	559,260	560,420	561,590	562,760	563,930	565,100
44	566,270	567,450	568,620	569,790	570,970	572,140	573,310	574,490	575,660	576,840	578,010	579,190
45	580,370	581,540	582,720	583,900	585,080	586,260	587,440	588,620	589,800	590,980	592,160	593,350
46	594,530	595,710	596,900	598,080	599,270	600,450	601,640	602,820	604,010	605,200	606,380	607,570
47	608,760	609,950	611,140	612,330	613,520	614,710	615,910	617,100	618,290	619,480	620,680	621,870
48	623,070	624,260	625,460	626,660	627,850	629,050	630,250	631,440	632,640	633,840	635,040	636,240
49	637,440	638,640	639,850	641,050	642,250	643,460	644,660	645,860	647,070	648,270	649,480	650,680

別表Ⅲ

年金月額表
(月払 1,000円)

(単位:円)

加入年数	年金月額
10	1,037
11	1,144
12	1,251
13	1,359
14	1,467
15	1,575
16	1,685
17	1,795
18	1,905
19	2,016
20	2,127
21	2,239
22	2,352
23	2,465
24	2,579
25	2,693
26	2,808
27	2,923
28	3,039
29	3,156
30	3,273
31	3,391
32	3,509
33	3,628
34	3,747
35	3,867
36	3,988
37	4,109
38	4,231
39	4,354
40	4,477
41	4,601
42	4,725
43	4,850
44	4,976
45	5,102
46	5,229
47	5,357
48	5,485
49	5,613
50	5,743
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

別表Ⅳ

据置額表
(10,000円 当り)

(単位:円)

加入年数	据置額
1	10,050
2	10,100
3	10,150
4	10,201
5	10,252
6	10,303
7	10,355
8	10,407
9	10,459
10	10,511
11	10,563
12	10,616
13	10,669
14	10,723
15	10,776
16	10,830
17	10,884
18	10,939
19	10,993
20	11,048
21	11,104
22	11,159
23	11,215
24	11,271
25	11,327
26	11,384
27	11,441
28	11,498
29	11,556
30	11,614
31	11,672
32	11,730
33	11,789
34	11,848
35	11,907
36	11,966
37	12,026
38	12,086
39	12,147
40	12,207
41	12,268
42	12,330
43	12,391
44	12,453
45	12,516
46	12,578
47	12,641
48	12,704
49	12,768
50	12,832

別表V-1-①

(引継退職給付金額1,000,000円当り)

(単位：円)	
経過年数	第8条、10条に定める金額
1	984,900
2	989,824
3	994,773
4	999,747
5	1,004,746
6	1,009,769
7	1,014,818
8	1,019,892
9	1,024,992
10	1,030,117
11	1,035,267
12	1,040,444
13	1,045,646
14	1,050,874
15	1,056,129
16	1,061,409
17	1,066,716
18	1,072,050
19	1,077,410
20	1,082,797
21	1,088,211
22	1,093,652
23	1,099,120
24	1,104,616
25	1,110,139
26	1,115,690
27	1,121,268
28	1,126,875
29	1,132,509
30	1,138,172
31	1,143,862
32	1,149,582
33	1,155,330
34	1,161,106
35	1,166,912
36	1,172,746
37	1,178,610
38	1,184,503
39	1,190,426
40	1,196,378
41	1,202,360
42	1,208,372
43	1,214,413
44	1,220,485
45	1,226,588
46	1,232,721
47	1,238,884
48	1,245,079
49	1,251,304
50	1,257,561

別表V-1-②

(引受退職給付金額1,000,000円当り)

(単位：円)	
経過年数	第8条、10条に定める金額
1	983,915
2	988,834
3	993,778
4	998,747
5	1,003,741
6	1,008,760
7	1,013,803
8	1,018,873
9	1,023,967
10	1,029,087
11	1,034,232
12	1,039,403
13	1,044,600
14	1,049,823
15	1,055,072
16	1,060,348
17	1,065,650
18	1,070,978
19	1,076,333
20	1,081,714
21	1,087,123
22	1,092,559
23	1,098,021
24	1,103,511
25	1,109,029
26	1,114,574
27	1,120,147
28	1,125,748
29	1,131,377
30	1,137,033
31	1,142,719
32	1,148,432
33	1,154,174
34	1,159,945
35	1,165,745
36	1,171,574
37	1,177,432
38	1,183,319
39	1,189,235
40	1,195,181
41	1,201,157
42	1,207,163
43	1,213,199
44	1,219,265
45	1,225,361
46	1,231,488
47	1,237,646
48	1,243,834
49	1,250,053
50	1,256,303

別表V-2

(過去勤務一括掛金額1,000,000円当り)

(単位：円)	
基本掛金 払込年数	第17条、19条に定める金額
1	983,915
2	988,834
3	993,778
4	998,747
5	1,003,741
6	1,008,760
7	1,013,803
8	1,018,873
9	1,023,967
10	1,029,087
11	1,034,232
12	1,039,403
13	1,044,600
14	1,049,823
15	1,055,072
16	1,060,348
17	1,065,650
18	1,070,978
19	1,076,333
20	1,081,714
21	1,087,123
22	1,092,559
23	1,098,021
24	1,103,511
25	1,109,029
26	1,114,574
27	1,120,147
28	1,125,748
29	1,131,377
30	1,137,033
31	1,142,719
32	1,148,432
33	1,154,174
34	1,159,945
35	1,165,745
36	1,171,574
37	1,177,432
38	1,183,319
39	1,189,235
40	1,195,181
41	1,201,157
42	1,207,163
43	1,213,199
44	1,219,265
45	1,225,361
46	1,231,488
47	1,237,646
48	1,243,834
49	1,250,053
50	1,256,303